

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

青森県人事委員会

目 次

別紙 1 報 告

I 給与に関する事項

1 職員給与等の状況	1
2 民間給与等の状況	2
3 職員給与と民間給与との比較	4
4 職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較	5
5 物価及び生計費	6
6 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等	6
7 本年の給与の改定	6
8 給与制度のアップデート	7

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保・育成等	8
2 働き方改革・良好な勤務環境	9
3 高齢層職員の能力・経験の活用	12
4 会計年度任用職員制度の運用	12

III 給与勧告実施の要請	13
---------------	----

別紙 2 勧 告	15
----------	----

参考資料

報 告

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業の従事者の給与並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等職員の給与を決定するための諸条件について調査及び検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 職員給与等の状況

本委員会が実施した「令和5年度職員給与等実態調査」における本年4月1日現在の職員の給与等の状況の主なものは、次のとおりである。

(1) 職員数等

職員（職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）の給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。以下同じ。）の総数は、15,949人（昨年16,157人）で昨年に比べ208人減少し、その平均年齢は43.2歳（同43.3歳）、平均経験年数は21.1年（同21.2年）となっており、このうち行政職給料表適用者の平均年齢は41.0歳（同41.1歳）、平均経験年数は19.5年（同19.6年）となった。また、性別構成比は男性56.2%、女性43.8%となっており、学歴別構成比は大学卒82.8%、短大卒2.8%、高校卒14.4%となっている。（構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。以下同じ。）

(2) 平均給与月額

職員の平均給与月額は380,926円であり、このうち行政職給料表適用者の平均給与月額は340,659円となっており、いずれも昨年に比べ減少している。

表1 適用給料表別職員数等

区分 給料表	適用職員数		性別構成比		平均年齢	平均経験 年数
		昨 年 比	男 性	女 性		
全給料表	15,949人	△208人	56.2%	43.8%	43.2歳	21.1年
行政職給料表	4,323	11	62.5	37.5	41.0	19.5
警察職給料表	2,246	10	88.0	12.0	37.2	16.1
海事職給料表	39	△4	100.0	-	46.9	27.6
教育職給料表(一)	2,771	△51	55.6	44.4	44.8	21.9
教育職給料表(二)	6,164	△172	41.1	58.9	46.3	23.7
研究職給料表	95	△4	71.6	28.4	43.9	20.9
医療職給料表(一)	11	△1	72.7	27.3	54.2	25.7
医療職給料表(二)	202	△4	41.6	58.4	41.9	18.8
医療職給料表(三)	98	7	5.1	94.9	37.1	15.1

(注) 再任用職員(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員)は含まない。

表2 給料表別平均給与月額

区分 給料表	令和5年4月	令和4年4月
全給料表	380,926円	381,704円
行政職給料表	340,659	341,021
警察職給料表	339,015	336,810
海事職給料表	404,322	396,485
教育職給料表(一)	409,714	409,122
教育職給料表(二)	412,997	414,544
研究職給料表	368,903	361,679
医療職給料表(一)	839,946	857,299
医療職給料表(二)	345,801	344,637
医療職給料表(三)	309,624	311,744

(注) 「給与月額」とは、給料月額に教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

2 民間給与等の状況

本委員会は、民間給与等の実態を把握するため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所407(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した155の事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係職種に従事する者等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の御理解をいただき、87.1%と高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った企業の割合は、大学卒で46.8%（昨年39.8%）、高校卒で42.0%（同38.2%）となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で75.8%（同42.5%）、高校卒で51.7%（同54.2%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で24.2%（同57.5%）、高校卒で48.3%（同45.8%）となっている。

(2) 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は52.3%（昨年32.2%）、ベースダウンを実施した事業所はなかった（同—%）。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.6%（昨年84.3%）となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は31.6%（同27.8%）、減額となっている事業所の割合は6.8%（同4.3%）となっている。

表3 民間における給与改定の状況

（単位：%）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係員	52.3	5.0	—	42.7
課長級	45.5	6.1	—	48.5

（注）ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

表4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	88.6	88.6	31.6	6.8	50.2	—	11.4
課 長 級	83.9	83.9	30.0	5.5	48.5	—	16.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（職員にあつては表5の注書きの職員給与、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年4月分の給与について民間給与との較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,907円（1.14%）下回っていた。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、年間で所定内給与月額の4.39月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月分下回っていた。

表5 職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較 差	
		①-②	$\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right] \%$
347,948 円	344,041 円	3,907 円	(1.14 %)

- (注) 1 「ラスパイレス方式」とは、月例給の公民比較を行うため、職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを示すもので、具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較したものである。
- 2 「職員給与」とは、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。
- 3 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

表6 民間における特別給の支給状況

項 目		民間事業所
平均所定内 給与月額	下半期 (A1)	353,070 円
	上半期 (A2)	355,934 円
特別給の 支給額	下半期 (B1)	785,023 円
	上半期 (B2)	771,324 円
特別給の 支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.22 月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.17 月分
	年間 (計)	4.39 月分

(注) 「下半期」とは令和4年8月から令和5年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較

昨年4月における給与水準について、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員とを学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合、本県職員のラスパイレス指数は96.8、都道府県職員のラスパイレス指数の平均は99.8となっている。

(注) 「ラスパイレス指数」とは、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により、国家公務員を100としてそれぞれ比較した指数で、令和4年4月1日現在の総務省公表値である。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、青森市で3.1%上昇している。

また、本委員会が同局による「家計調査」を基礎として算定した本年4月における青森市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ125,070円、175,490円及び225,930円となっている。

6 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の勤務時間について勧告するとともに、一般職の職員の給与について報告し、給与の改定について勧告を行った。

これらの報告及び勧告の概要は参考資料のとおりである。

7 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

(1) 月例給

ア 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を3,907円(1.14%)下回っている状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を3,869円(0.96%)下回っていることから高卒者に係る初任給を7.8%(12,000円)、大卒程度に係る初任給を5.9%(11,000円)引き上げ、これを踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うことを勧告したことを踏まえれば、職員の給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院が医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.30月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.39月）を0.09月分下回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間平均支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分については、人事院が民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしたことや、他の都道府県の動向等を踏まえると、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降については期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることが適当である。

8 給与制度のアップデート

人事院は、昨年職員の給与に関する報告において表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、本年の公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案として、人材確保を支える処遇の実現、職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現、職員の選択を後押しする給与制度上の措置等に言及している。

本委員会においても、今後、人事院の動向等に留意しながら、給与制度のアップデートへの対応について検討していく必要がある。

II 人事管理に関する事項

社会情勢が変化する中で、複雑化・高度化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材を確保し、育成することが不可欠であるが、近年、全国的に公務員の人材確保が厳しさを増しており、本県の職員採用試験においても受験者が減少傾向にある。

人材の確保が厳しい状況の中で、質の高い行政サービスを提供するためには、職員一人ひとりが高い意欲とやりがいを持ち、これまで以上に活躍できる環境づくりに取り組む必要がある。職員の成長・活躍を組織として強力に支援し、個々の力を組織の力につなげることによって、組織全体の活力、パフォーマンスの向上が期待されるものである。

さらに、職員の健康確保や希望・事情に応じた柔軟な働き方の推進など、勤務環境を整備することにより、公務能率の向上だけでなく、働く場としての公務組織の魅力が高

まり、多様で有為な人材の確保につながると考える。

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

複雑化・高度化する行政ニーズに迅速に対応するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけではなく、民間企業等における職務経験を有する社会人の採用、高度の専門的な知識経験を必要とする業務等への任期付職員の採用など、多様な採用制度を活用し、有為な人材を確保することが不可欠である。

本委員会では、県職員の仕事が県民の生活を支え、やりがいを感じられる魅力的なものであることをアピールするため、「技術職1DAY職場訪問」、「青森県職員採用なんでもガイド」等の開催やSNSによる情報発信など、任命権者と連携しながら取り組んでいるところであり、今後も受験者層の現状や傾向を分析しながら、より効果的な情報発信による受験者の掘り起こしを進めていく。

また、職員採用試験については、社会情勢の変化等を踏まえながら随時見直しを行ってきたところであり、大学卒業程度試験の病院運営職について、受験者層を拡大し、より多くの優秀な人材を確保する観点から、本年度、試験日程の前倒しや民間企業の採用試験で広く活用され、他の地方公共団体でも導入が進んでいるSPI3による試験を行ったところ、受験者数が昨年度と比較し大幅に増加し、有為な人材の確保につながった。

今後も、公務を取り巻く環境の変化を見据え、公務に求められる人物像や現行の採用手法が新たな時代に合ったものかどうか多角的な観点から検証しながら採用試験の見直しを進めていくことが重要であり、他の都道府県の状況などを参考にしながら、能力実証の観点に留意しつつ、SPI3の導入職種拡大の検討を進めるほか、人材獲得競争で競合する民間企業の採用手法や若年層を中心とした採用される側の人材の就労観、採用する側のニーズ等を踏まえながら、引き続き情報収集や課題整理等の取組を進めていく。

(2) 人材の育成等

(人材の育成)

複雑化・多様化する行政課題を解決し、行政サービスの向上や能率的な公務の運営を行うには、職員のニーズ等を踏まえ、任命権者が職員の職位に応じて必要な知識を修得させる研修と職員個人の自律的・主体的な学びを支援する取組を進めることが重要であり、現在、「青森県人材育成方針」に基づき、様々な取組が行われているところである。

今後は、定年引上げに伴う高齢層職員の活躍、行政のデジタル化の推進、職員の働く意識や価値観の変化、職員に期待される能力の変化等を踏まえ、新たな時代に対応した人材育成の在り方を検討し、取組を進める必要がある。

(人事評価制度に基づく人事管理)

人事評価制度については、職員的能力・業績を的確に把握し、評価することにより、その結果を任用・給与等の処遇や能力開発に反映させるものであり、職員が能力を最大限発揮し、組織全体の活性化と公務能率を向上させるうえで欠かせないものである。

管理職員は、日頃のコミュニケーションを土台としつつ、人事評価の指導面談において、組織及び個人の目標等の認識の共有やきめ細やかな指導・助言を行い、評価結果のフィードバックを通じて、職員の納得感を高めるなど、職員個人の成長と組織活力の向上に取り組む必要がある。

各任命権者においては、引き続き、評価の公正性、透明性、客観性を確保しながら、適切に運用していくとともに、併せて個々の職員のキャリア目標や学びの状況等を把握し、計画的な任用や育成に結び付けていく必要がある。

(女性活躍の推進)

女性職員がその個性と能力を十分に発揮していくことは、多様化する行政ニーズに対応し、県全体の行政サービスを向上させるために重要である。各任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の採用・登用の拡大等に積極的に取り組んでいるところであり、知事部局等では、令和5年4月1日時点で、女性採用比率は42.8%（目標値：毎年度40%以上）、副参事級以上の管理職に占める女性職員の割合は6.6%（目標値：令和8年4月1日までに8%以上）となっている。

今後とも、女性受験者の増加に向け積極的に取り組むほか、女性職員個々の意欲や適性を踏まえるとともにジェンダー平等の視点に立ち、人事配置や従業務の拡大、キャリア意識の醸成を図るための研修等の充実を図っていく必要がある。

2 働き方改革・良好な勤務環境

職員一人ひとりが働きがいを感じ、これまで以上に活躍できる環境をつくるためには、職員の事情や希望に応じた柔軟な働き方を推進するとともに、仕事と生活の両立支援を図る必要がある。

また、時間外勤務の縮減や職員の健康管理の推進、ハラスメントのない職場の実現に向けた取組を進める必要がある。

(1) 柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、テレワークや時差出勤が広がり、さらに、社会における急速なデジタル化の進展による各種コミュニケーションツールやデジタルツールの活用など、柔軟な働き方を推進する動きが進んでいる。

本年の人事院勧告において、人事院は、より柔軟な働き方を推進し、職員の健康確保や希望に応じた働き方を一層可能とするため、フレックスタイム制の見直し、勤務間のインターバルの確保、テレワークガイドラインの策定等の取組を推進して

いく旨報告している。

フレックスタイム制の導入やテレワークの拡大、ICT活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員の仕事に対するやりがい・働きがいの向上、多様な事情や価値観を有する有為な人材の確保にもつながると期待されるものである。

本県においても柔軟な働き方に対応した勤務時間制度について、今後、国や他の都道府県の動向を踏まえ、対象となる職員の範囲や期間の拡大等を検討していく必要がある。

(2) 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進の観点からも重要であり、本県では、これまでも妊娠、出産、育児や介護などの事情を抱える職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、子の看護休暇の拡充、不妊治療や介護のための休暇等の整備などを行ってきたところである。各任命権者における両立支援制度の普及・啓発等の取組などにより、男性職員の育児休業取得率は、知事部局等では令和3年度の29.8%から令和4年度は61.4%に大幅に上昇するとともに、警察本部においても令和3年度の44.7%から令和4年度は64.2%に上昇するなど、一定の効果も現れてきている。

特に、男性職員の育児休業取得率については、令和6年度までに100%とするよう今年度、知事部局等の特定事業主行動計画において、目標の見直しが図られたことを踏まえれば、夫婦交替での育児休業の取得や、男性職員の育児休業の取得をしやすい職場環境づくりを進めるため、周囲の職員の理解の醸成、代替職員の確保や長時間勤務の是正に努め、引き続き仕事と生活の両立を支援していく必要がある。

(3) 時間外勤務の縮減等

働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの向上など、良好な勤務環境を整備する上で、長時間勤務の是正及び年次休暇の取得促進は、職員の健康・意欲・能力の向上、有為な人材の確保の観点からも極めて重要な課題である。

(時間外勤務の縮減)

各任命権者においては、時間外勤務の状況の定期的な把握など、時間外勤務の縮減に向けた取組を行っているところであるが、本年の本委員会の調査によると、月100時間以上の時間外勤務を行った延べ職員数は令和4年度308人、令和3年度305人となっており、令和2年度の111人から大幅な増加が続いている。この大幅な増加の要因は、新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、自然災害などによる臨時・緊急的な業務への対応等やむを得ないものであり、各任命権者においては、

当該業務への従事時間を考慮した対応も行われているところであるが、引き続き、時間外勤務の詳細な要因分析を踏まえ、適正な職員配置や災害時等におけるより機動的で柔軟な対応について検討する必要がある。

各所属においては、管理職員のリーダーシップ発揮によるマネジメントの強化に加え、職員一人ひとりが業務改善や効率性を意識して計画的に業務を遂行するほか、デジタル技術の活用等により生産性の向上を図りながら、時間外勤務の縮減に取り組む必要がある。

(教職員の働き方改革)

学校における教職員の多忙化解消については、「学校における働き方改革プラン」に基づき、県教育委員会と各市町村教育委員会が連携しながら取組を進めてきたところであり、令和2年度から令和4年度までの取組結果を踏まえプランを改定し、引き続き取り組んでいるところである。今後は、教育現場の実態をより把握するとともに、県教育改革有識者会議や総合教育会議などの様々な場における議論も踏まえながら、学校における働く環境が改善し、多忙化が解消されるよう、教育委員会が学校と一丸となって取組を進める必要がある。

(年次休暇の取得促進)

年次休暇の取得促進については、各任命権者において、年次休暇の計画的利用について周知を図るとともに、年次休暇取得日数が特に少ない職員に対して個別に取得を呼びかけるなどの取組を進めているところである。

令和4年の職員1人当たりの年次休暇の取得日数は13.3日となっており、令和3年の13.0日からわずかに増加しているが、各任命権者がそれぞれの特定事業主行動計画において、職員1人当たりの取得日数を16日へと増加させる目標を設定していることを踏まえれば、各所属においては、柔軟で効率的な業務運営を図るとともに、管理職員が自ら率先して休暇を取得することや、職員一人ひとりの休暇取得に対する意識を高めることなどに加え、業務の見直しや実施時期の工夫等による休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組むことが必要である。

(4) 健康管理の推進

職員が心身ともに健康であることは、職員本人や家族にとってとても大切なことであるとともに、職務遂行においてその能力を十分に発揮するための前提であり、職員の健康の確保は重要な課題である。

心の健康づくりの推進については、各任命権者において、メンタルヘルス研修、個別の健康相談の実施、ストレスチェック制度の活用、メンタルヘルス不調による休職者等の職場復帰支援など様々な対策が講じられてきたところであるが、長期の病気休暇取得者・休職者に占めるメンタルヘルス不調者の割合は依然として高い状況にある。職員が職務を円滑かつ適切に遂行する上で、心の健康の保持増進は極め

て重要な課題であることから、ストレスチェック等による職員自らの心の健康状態の把握や、職場環境が大きく変化した職員や業務に不慣れな職員に対する上司・同僚の適切なフォロー、円滑なコミュニケーション等を丁寧に進めることが重要である。

近年、新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、自然災害などにより長時間の時間外勤務を行う職員が増加している状況が続いており、過重労働による健康への影響が懸念されることから、時間外勤務縮減の取組に加え、産業医等による面接指導を通じて心身の健康状態を確認する必要がある。

さらに、職員自らが心身の健康づくりに努めることや、各任命権者においては、今後増加する高齢層職員を含め、全職員が心身ともに安心して働ける職場づくりに継続的かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、公務能率の低下や貴重な人材の損失につながる行為である。

近年、本委員会へのハラスメントに関する苦情相談件数は増加傾向にあるが、ハラスメントは根絶する強い意志を持って対策を行わなければ減らすことさえ期待できない。

各任命権者においては、苦情相談体制の整備、研修内容の充実、定期的な啓発・周知の取組などを進めているところであるが、各所属においても、管理職員をはじめとする職員一人ひとりがハラスメントについて理解を深めるとともに、無意識の思い込みや先入観を持たずにコミュニケーションを図るなど、ハラスメント・ゼロの職場づくりに向けより一層取り組む必要がある。

また、多様性を認め合う社会づくりを目指す動きが広がる中、性的マイノリティに対するハラスメントについても理解を深めていく必要がある。

3 高齢層職員の能力・経験の活用

人口減少社会における労働力の減少を踏まえ、豊かな知識や経験、高い技術等を持つ高齢層職員の能力・経験のより一層の活用を進めるため、今年度から定年の引上げに係る制度が施行されたところである。今後は、定年引上げ対象者に対して適時適切に情報提供・意思確認等を行うとともに、高齢層の職員がモチベーションを確保しながら働くことができる勤務環境の整備のため、能力・経験に応じた人員配置や学び直しのための支援等の取組を進める必要がある。

4 会計年度任用職員制度の運用

会計年度任用職員制度については、地方公務員法等の改正により令和2年4月から導入され、各任命権者において、これまでも国から示された留意事項等を踏まえ適切

に運用されてきたところであるが、今般の地方自治法の改正や国の給与に係る取扱い通知等に留意しながら、引き続き、適切に対応していく必要がある。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和5年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.475月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.575月分）とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4625月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5625月分）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和5年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					

89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000						
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300						
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600						
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800						
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000						
94		295,900	343,600	382,500							
95		296,200	344,100	382,900							
96		296,600	344,500	383,300							
97		296,800	344,700	383,600							
98		297,100	345,100	384,100							
99		297,500	345,500	384,500							
100		297,900	345,800	384,900							
101		298,100	346,100	385,200							
102		298,400	346,500								
103		298,800	346,900								
104		299,100	347,300								
105		299,300	347,800								
106		299,600	348,200								
107		300,000	348,600								
108		300,300	349,000								
109		300,500	349,500								
110		300,900	349,900								
111		301,300	350,200								
112		301,600	350,500								
113		301,800	351,000								
114		302,000									
115		302,300									
116		302,700									
117		302,900									
118		303,100									
119		303,400									
120		303,700									
121		304,100									
122		304,300									
123		304,600									
124		304,900									
125		305,200									
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条から第二十条の三までの規定により給与を受ける職員及び附則第三項に規定する職員を除く。

警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	

	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200				
95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600				
96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000				
97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300				
98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700				
99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100				
100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500				
101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800				
102	311,500	335,700	361,800	389,200					
103	312,500	336,700	362,900	389,800					
104	313,500	337,800	364,000	390,300					

	105	314,300	338,900	365,200	390,600					
	106	314,900	340,000	365,700	391,000					
	107	315,500	341,000	366,300	391,500					
	108	316,100	342,000	366,900	391,800					
	109	316,600	343,200	367,500	392,100					
	110	317,100	344,200	368,000	392,600					
	111	317,500	345,200	368,500	393,100					
	112	318,000	346,100	369,000	393,600					
	113	318,800	347,000	369,400	393,900					
	114	319,500	347,900	369,800	394,400					
	115	320,200	348,900	370,400	394,900					
	116	320,800	349,900	370,900	395,400					
	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500						
	127		355,400	376,000						
	128		355,800	376,500						
	129		356,200	376,800						
	130		356,600	377,300						
	131		357,000	377,800						
	132		357,400	378,300						
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600
	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700
	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800
	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900
	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500
	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300
	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100
	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900
	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500
	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900
	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200
	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400
	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800
	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500
	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100
	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600
	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100
	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100
	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800
	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400
	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900
	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500
	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300
	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100
	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600
	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100
	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700
	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200
	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200
	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800
	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300
	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900
	33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400
	34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700
	35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900
	36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100
	37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100
	38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100
	39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000
	40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900

	41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300
	42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900
	43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500
	44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200
	45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700
	46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000
	47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500
	48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000
	49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300
	50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900
	51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500
	52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100
	53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700
	54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400
	55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000
	56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600
	57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900
	58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600
	59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300
	60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の職員	61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400
	62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700
	63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000
	64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300
	65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500
	66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800
	67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100
	68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400
	69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600
	70			371,300	423,300	450,900
71			371,700	423,900	451,200	
72			372,000	424,500	451,400	
73			372,400	425,000	451,600	
74			372,600	425,600		
75			373,000	426,100		
76			373,300	426,700		
77			373,600	427,200		
78			374,100	427,800		
79			374,600	428,500		
80			375,000	429,100		
81			375,400	429,400		
82			375,800	430,000		
83			376,300	430,600		
84			376,800	431,200		
85			377,200	431,600		
86			377,700	432,100		
87			378,100	432,800		
88			378,500	433,500		

	89			379,000	433,700	
	90			379,500		
	91			380,000		
	92			380,500		
	93			380,800		
	94			381,200		
	95			381,700		
	96			382,100		
	97			382,600		
	98			382,900		
	99			383,400		
	100			383,800		
	101			384,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		221,300	251,300	280,700	321,500	350,400

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	
	39	242,100	293,800	403,600	
	40	243,600	295,500	405,000	
	41	245,000	296,800	406,600	
	42	246,300	298,800	408,000	
	43	247,500	300,700	409,300	
	44	248,600	302,700	410,700	
	45	249,700	304,700	412,100	
	46	250,900	306,800	413,400	
	47	252,100	309,000	414,900	
	48	253,100	311,200	416,400	
	49	254,200	313,300	418,000	
	50	255,500	315,600	419,400	
	51	256,700	317,800	421,000	
	52	258,000	319,900	422,500	

	53	259,100	322,000	424,200
	54	260,300	323,500	425,700
	55	261,600	325,000	427,300
	56	262,600	326,500	428,900
	57	263,700	328,200	430,400
	58	264,400	330,200	431,900
	59	265,400	332,200	433,100
	60	266,400	334,100	434,300
	61	267,300	335,900	435,500
	62	268,100	337,900	436,800
	63	268,900	339,900	438,100
	64	269,700	341,800	439,300
	65	270,800	343,500	440,500
	66	272,100	345,500	441,700
	67	273,400	347,500	442,900
	68	274,700	349,500	444,100
	69	275,900	351,300	445,300
	70	277,100	353,200	446,500
	71	278,300	355,100	447,700
	72	279,500	357,000	448,900
	73	280,500	358,600	450,000
	74	281,500	360,500	450,600
	75	282,500	362,300	451,100
	76	283,400	364,200	451,600
	77	284,300	366,000	452,100
	78	285,200	367,700	
	79	286,100	369,300	
	80	287,000	370,900	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	287,800	372,300	
	82	288,900	373,800	
	83	289,900	375,200	
	84	290,900	376,500	
	85	291,900	377,600	
	86	292,900	379,000	
	87	293,900	380,400	
	88	294,900	381,700	
	89	296,000	382,900	
	90	297,100	384,200	
	91	298,200	385,300	
	92	299,200	386,500	
	93	299,700	387,700	
	94	300,700	388,800	
	95	301,800	390,000	
	96	303,000	391,200	
	97	304,000	392,600	
	98	305,100	393,600	
	99	306,100	394,600	
	100	307,100	395,600	
	101	307,900	396,500	
	102	309,000	397,500	
	103	310,000	398,600	
	104	311,000	399,700	
	105	311,600	400,400	
	106	312,500	401,300	
	107	313,300	402,200	
	108	314,100	403,100	
	109	314,800	403,900	
	110	315,200	404,800	
	111	315,600	405,600	
	112	316,100	406,400	

	113	316,600	407,000		
	114	317,000	407,700		
	115	317,500	408,400		
	116	317,900	409,100		
	117	318,400	409,700		
	118	318,900	410,200		
	119	319,300	410,600		
	120	319,800	411,000		
	121	320,300	411,300		
	122	320,700	411,600		
	123	321,200	411,900		
	124	321,700	412,100		
	125	322,300	412,300		
	126	322,600	412,600		
	127	322,900	412,900		
	128	323,200	413,100		
	129	323,400	413,300		
	130	323,700	413,600		
	131	324,000	413,900		
	132	324,300	414,100		
	133	324,500	414,300		
	134	324,700	414,600		
	135	324,900	414,900		
	136	325,200	415,100		
	137	325,500	415,300		
	138	325,700			
	139	326,000			
	140	326,300			
	141	326,500			
	142	326,700			
	143	327,000			
	144	327,200			
	145	327,500			
	146	327,700			
	147	328,000			
	148	328,300			
	149	328,500			
	150	328,700			
	151	329,000			
	152	329,300			
	153	329,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		235,000	275,300	332,200	416,600

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	372,500	
	39	241,300	268,900	373,800	
	40	242,700	271,000	375,200	
	41	244,000	273,300	376,300	
	42	245,300	275,600	377,700	
	43	246,500	277,800	379,100	
	44	247,800	279,900	380,600	
	45	249,100	282,000	382,000	
	46	250,400	284,200	383,600	
	47	251,600	286,300	385,100	
	48	252,700	288,200	386,600	

	49	253,800	290,300	387,900
	50	255,100	292,000	389,400
	51	256,400	293,800	390,800
	52	257,400	295,500	392,100
	53	258,500	296,800	393,300
	54	259,900	298,800	394,600
	55	260,900	300,700	395,700
	56	261,900	302,700	396,800
	57	262,900	304,700	398,000
	58	263,900	306,800	399,200
	59	264,900	309,000	400,400
	60	265,900	311,200	401,600
	61	266,800	313,300	402,700
	62	267,500	315,600	403,700
	63	268,200	317,800	405,000
	64	268,800	319,900	406,200
	65	269,500	322,000	407,400
	66	270,700	323,500	408,500
	67	271,800	325,000	409,600
	68	272,900	326,500	410,700
	69	274,200	328,200	411,700
	70	275,600	330,200	412,900
	71	276,800	332,200	414,100
	72	278,000	334,100	415,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	278,800	335,900	415,900
	74	279,700	337,900	416,700
	75	280,700	339,800	417,400
	76	281,700	341,700	417,900
	77	282,600	343,400	418,200
	78	283,600	345,200	418,600
	79	284,700	346,900	419,000
	80	285,500	348,600	419,400
	81	286,300	350,400	419,700
	82	287,100	352,100	420,100
	83	287,900	353,500	420,500
	84	288,700	355,100	420,800
	85	289,600	356,300	421,100
86	290,400	357,900	421,500	
87	291,100	359,400	421,900	
88	291,900	360,900	422,200	
89	292,800	362,200	422,500	
90	293,700	363,500	422,800	
91	294,600	364,800	423,100	
92	295,300	366,200	423,300	
93	295,600	367,600	423,500	
94	296,300	368,900		
95	297,000	370,100		
96	297,700	371,200		
97	298,400	372,200		
98	299,200	373,200		
99	300,000	374,200		
100	300,700	375,100		
101	301,400	375,900		
102	301,800	376,900		
103	302,200	377,800		
104	302,600	378,700		

105	302,800	379,500		
106	303,100	380,400		
107	303,400	381,300		
108	303,600	382,200		
109	303,800	383,000		
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		
137		401,200		
138		401,500		
139		401,800		
140		402,100		
141		402,400		
142		402,700		
143		403,000		
144		403,300		
145		403,500		
146		403,800		
147		404,100		
148		404,300		
149		404,500		
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	226,200	272,100	325,500	406,600

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400

	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			

	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100

	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300

	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の職員	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
	86		290,700	326,500	347,300	388,900		
	87		290,900	326,700	347,600	389,300		
	88		291,100	327,000	347,900	389,700		

89		291,500	327,400	348,300	390,100		
90		291,700	327,800	348,600	390,600		
91		291,900	328,200	349,000	391,000		
92		292,100	328,600	349,300	391,400		
93		292,500	328,900	349,700	391,800		
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の職員	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			

137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 令和5年度職員給与等実態調査の概要	資 - 1
第1表 給料表適用人員	資 - 2
第2表 給料表別平均給与月額等	資 - 2
第3表 給料表別、級別給料月額等	資 - 4
第4表 給料表別、級別、号給別人員	資 - 6
第5表 給料表別、級別、年齢別人員	資 - 25
第6表 給料表別、級別、経験年数別人員	資 - 31
第7表 給料表別、級別、学歴別人員	資 - 37
第8表 扶養手当の支給状況	資 - 38
第9表 住居手当の支給状況	資 - 39
第10表 通勤手当の支給状況	資 - 40
第11表 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）の給料表別、級別人員	資 - 41
2 令和5年職種別民間給与実態調査の概要	資 - 42
第1表 企業規模別調査事業所数	資 - 43
第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	資 - 43
第3表 職種別給与額等	資 - 44
第4表 民間における初任給の改定状況	資 - 50
第5表 民間における家族手当の支給状況	資 - 51
第6表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	資 - 51
第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資 - 52
第8表 民間における定年制の状況	資 - 52
第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	資 - 52
第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	資 - 52
3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係	
第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較	資 - 53
第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等	資 - 53
第3表 東北各県職員給与等実態調査結果	資 - 54
4 生計費関係	資 - 57
5 労働経済指標	資 - 58
6 勤務時間等関係	資 - 60
7 人事院の勧告・報告の概要	資 - 61

1 令和5年度職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、職員給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和5年4月1日現在で調査したものである。

(2) 調査対象職員

職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）の給料表の適用を受ける職員
任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

(3) 調査事項

所属、職名、年齢、経験年数、学歴、性別、適用給料表及び給与（給料、扶養手当、住居手当、通勤手当等）

(4) 調査の方法

調査対象職員について、人事委員会事務局が、各任命権者において作成した給与マスターテープ等を基に電算処理を行い、集計した。

第1表 給料表適用人員

部 局 等 \ 給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
知 事	3,126		26	
警 察	327	2,246	3	
教 育 委 員 会	282			60
高 等 学 校、特 別 支 援 学 校	181		10	2,711
中 学 校、小 学 校	336			
そ の 他	71			
計	4,323	2,246	39	2,771

第2表 給料表別平均給与月額等

給 与 額 等 \ 給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
給 料 月 額 (円)	311,215	307,445	375,159	365,632
教 職 調 整 額 (円)	—	—	—	13,275
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (円)	—	—	—	5,292
扶 養 手 当 (円)	7,284	10,958	14,410	9,039
管 理 職 手 当 (円)	7,980	2,286		3,291
地 域 手 当 (円)	501	204		30
初 任 給 調 整 手 当 (円)	10			
住 居 手 当 (円)	8,175	9,193	6,013	7,517
単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) (円)	527	3,139	2,308	368
特 地 勤 務 手 当 等 (円)	18	192		85
へ き 地 手 当 等 (円)	79			
寒 冷 地 手 当 (円)	4,870	5,598	6,432	5,185
給 与 月 額 (円)	340,659	339,015	404,322	409,714
扶 養 親 族 数 (人)	0.72	1.15	1.44	0.86
年 齢 (歳)	41.0	37.2	46.9	44.8
経 験 年 数 (年)	19.5	16.1	27.6	21.9
修 学 年 数 (年)	14.7	14.4	12.4	15.9

(單位 人)

教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
	70	11	175	98	3,506
	16				2,592
67	9				418
			7		2,909
6,097			20		6,453
					71
6,164	95	11	202	98	15,949

教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
368,056	338,144	493,627	314,221	295,011	342,488
12,342	—	—	—	—	7,076
5,922	—	—	—	—	3,208
7,587	7,989	5,682	6,141	4,653	8,213
7,285	7,587	65,236	4,156		6,015
		90,327			232
		174,673	7,537		219
5,388	9,479	4,909	8,807	6,229	7,123
355					792
	502				50
1,160			159		472
4,902	5,202	5,492	4,780	3,731	5,038
412,997	368,903	839,946	345,801	309,624	380,926
0.69	0.75	0.73	0.57	0.43	0.79
46.3	43.9	54.2	41.9	37.1	43.2
23.7	20.9	25.7	18.8	15.1	21.1
16.0	15.9	16.0	15.6	15.2	15.4

第3表 給料表別、級別給料月額等

給料表		行政職				警察職			
区分		人員 (人)	1人当たり平均			人員 (人)	1人当たり平均		
			給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年 経験数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年 経験数 (年)
級 別	1	733	195,100	24.2	3.4	283	209,848	21.7	2.3
	2	818	237,704	31.7	9.9	785	266,445	31.2	10.0
	3	715	299,140	40.1	18.3	600	323,703	40.8	19.0
	4	947	367,048	47.9	26.5	377	378,692	47.3	26.0
	5	584	388,734	51.8	30.4	76	406,913	49.7	28.3
	6	317	402,924	54.6	33.2	60	421,352	52.9	32.0
	7	138	427,136	55.6	33.5	36	430,969	54.8	33.9
	8	49	450,404	57.6	35.1	18	449,867	56.1	36.4
	9	22	485,959	57.3	34.7	11	469,655	58.0	37.8
	10	0	0	0.0	0.0				
計		4,323	311,215	41.0	19.5	2,246	307,445	37.2	16.1

給料表		研究職				医療職 (一)			
区分		人員 (人)	1人当たり平均			人員 (人)	1人当たり平均		
			給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年 経験数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年 経験数 (年)
級 別	1	17	228,353	28.2	5.2	2	373,250	32.0	5.5
	2	24	301,713	38.9	15.9	0	0	0.0	0.0
	3	42	378,679	49.7	26.7	8	524,788	61.6	32.3
	4	12	424,675	55.8	33.1	1	485,100	39.0	14.0
	5	0	0	0.0	0.0				
	6								
	7								
計		95	338,144	43.9	20.9	11	493,627	54.2	25.7

海 事 職				教 育 職 (一)				教 育 職 (二)			
人 員 (人)	1人当たり平均			人 員 (人)	1人当たり平均			人 員 (人)	1人当たり平均		
	給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)		給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)		給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)
2	230,900	23.0	4.0	99	272,780	37.3	11.3	0	0	0.0	0.0
2	279,600	33.0	14.5	2,510	363,629	44.4	21.7	5,350	358,288	45.0	22.4
19	366,921	45.7	26.3	97	447,185	54.1	31.5	419	425,838	52.6	30.0
16	414,919	53.1	33.7	65	462,709	57.1	34.6	395	439,062	56.7	34.2
0	0	0.0	0.0								
39	375,159	46.9	27.6	2,771	365,632	44.8	21.9	6,164	368,056	46.3	23.7

医 療 職 (二)				医 療 職 (三)			
人 員 (人)	1人当たり平均			人 員 (人)	1人当たり平均		
	給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)		給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)
1	204,700	30.0	5.0	0	0	0.0	0.0
67	234,930	29.2	6.8	52	249,912	29.6	7.2
24	289,042	39.1	14.1	14	297,714	37.6	15.1
31	336,055	48.3	24.9	17	352,600	46.9	25.7
66	376,847	50.3	27.2	15	383,567	51.3	30.2
9	400,744	55.7	32.0	0	0	0.0	0.0
4	423,600	57.0	34.8	0	0	0.0	0.0
202	314,221	41.9	18.8	98	295,011	37.1	15.1

第4表 給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表

(単位 人)

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1								1				
2												
3										2		
4										1		
5			1									
6			3									
7			1					1		5		
8		1	3									
9		24	65							3		
10			6	1				1		2		
11		1	16	1						2		
12		16	3	1						2		
13		3	74	2						2		
14		1	8	1						1		
15		30	27	1								
16		3	5									
17		3	66	2					2			
18		19	9						1			
19		2	25	25					11			
20		6	9	2					4			
21		20	66	8					4			
22		3	16	4					3			
23		3	27	36					6			
24		3	9	8	1				3			
25		17	49	17	1				6			
26		4	13	7					2			
27		6	20	45	1				3			
28			10	13					3			
29		113	43	15	1			7	1			
30		9	11	8	2			18				
31		3	35	36	5			33				
32		80	9	11	2			12				
33		26	31	29	5			5		1		
34		9	7	16	3			16				
35		94	13	19	2			4				
36		5	13	8	3			2				
37		32	12	20	4			12				
38		79	10	9	3			8				
39		10	12	14	2							
40		16	2	12	4			4				
41		17	8	18	8			4		1		
42		7	2	9	6			1				
43		4	7	8	5			2				
44		3	1	10	11			2				
45		17	4	14	3							
46		1	1	5	11			1				
47		6	2	9	10			1				
48		6	1	8	7							
49		4	2	9	10	1						
50		6	2	6	7		4					
51		1	2	10	9	1	34					
52		1	4	14	1	1	23					
53		5	1	6	15	2	16					
54		1	1	5	11	1	13					
55		2	1	9	16		28					
56		1	3	5	16	1	20	1				
57		2	3	8	15	2	19					
58				8	24	1	10					
59		1	1	6	12	1	26					
60			1	7	26	2	13					
61		2	2	1	25	9	14	2				
62				5	30	4	10					
63		1	2	3	22	8	44					
64				5	20	3	13					
65		1	2	9	23	6	9					
66			1	6	34	6	4					
67			1	8	26	9	4					
68			2	5	20	13	3					
69					35	15	2					
70			1	4	24	26	2					
71				9	26	7						
72		1		8	20	45						
73				2	31	13	1					
74				4	29	24	1					
75				3	26	14	1					
76				3	24	25						

号 給	職務の級										計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
77		1	5	19	26	1					
78		1	3	29	25	1					
79		2	8	15	18						
80			1	10	19						
81			4	13	43						
82		2	5	4	27						
83	1		1	13	12						
84		1	4	8	20						
85			6	10	20	1					
86			7	7	18						
87			2	10	13						
88	1		2	10	19						
89			1	6	20						
90		1		6	19						
91			3	5	7						
92		1	3	4	5						
93		1	3	4	33						
94			1	6							
95			3	3							
96			2	6							
97		2	2	4							
98			1	3							
99		1	2								
100				4							
101				58							
102			2								
103		1									
104			1								
105											
106											
107											
108		1									
109		1	1								
110			1								
111											
112			2								
113			29								
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125		22									
計	733	818	715	947	584	317	138	49	22		4,323
男	393	442	411	572	415	268	130	48	21		2,700 (62.5%)
女	340	376	304	375	169	49	8	1	1		1,623 (37.5%)

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第4表の各表において同じ。）。

警察職給料表

(単位 人)

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1										
2										
3										
4										
5							1			
6										
7	35									
8										
9										
10										
11										
12	28									
13	3									
14										
15	17	1								
16										
17	1									
18	37									
19	2	2								
20	4	1								
21	27	19								
22	2	1								
23	40	33								
24		4								
25	22	23								
26	2	20								
27	3	5	2							
28	38	4								
29	5	45	2							
30	2	5							6	
31	3	14	2						1	
32	1	3							1	
33	2	51	3						1	
34		3							1	
35		6	4							
36										
37	3	51	8	1						
38	2	2							1	
39		16	12	1						
40	1	3	3	1						
41	1	46	11	1				1		
42		4	1							
43		10	10					2		
44		5	1		1			6		
45		23	9	3				1		
46		10	5					1		
47		19	10	2						
48		3	2					1		
49	1	24	8	2						
50		5	1	1				1		
51		14	9	3	1			2		
52		9	3	4			4			
53		22	13	2			8			
54		6	3				3	1		
55		15	11	3	2		4			
56		3	3		1		2			
57		16	18	6	1		2	1		
58		6	8		1		2			
59		11	8	4		2		1		
60		1	8							
61		12	10	1	3		3			
62		5	3	3		1				
63		17	11	4	1					
64		9	4	1	1	1				
65		24	14	4	1	1				
66		9	7	3	2	1				
67		21	7	6	2	1	2			
68		9	4	3	2	2	1			
69		8	16	3	7	2				
70		3	5	1	2	2	1			
71		6	11	2	4					
72		4	7	2	2	2				
73		6	10	9	4		1			
74		4	7	4	7	4				
75		5	13	8	5	3				
76		4	5	5	4	1	1			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
77		6	10	9	3	2	1			
78			6	1		3				
79		5	14	7	1					
80		3	5	5	1	5				
81		8	13	10	2	5				
82		3	6	8	1	1				
83		2	10	5	2	4				
84		2	8	2	2	3				
85		4	10	6	1	2				
86		3	4	5	1					
87		4	6	5	1	2				
88		3	5			1				
89		4	20	6		1				
90		3	3	7	1					
91		3	5	10		1				
92			3	3						
93		3	10	5	2	7				
94		2	2	5						
95		1	4	8						
96		1	4	3						
97		1	6	4						
98		2	5	6						
99		3	7	5						
100			3	4						
101			3	4	4					
102		1	6	7						
103		1	3	3						
104			1	5						
105			1	4						
106		1	1	4						
107			1	2						
108			3	9						
109		1	2	4						
110		1	2	2						
111		1	2	4						
112			2	1						
113			3	1						
114			3	4						
115		2	1	2						
116			2	2						
117			3	3						
118		1	1	2						
119			3	2						
120				3						
121			1	4						
122			2	1						
123			5	6						
124				3						
125	1		3	73						
126			3							
127			7							
128			2							
129			3							
130			3							
131			5							
132			5							
133			7							
134			2							
135			4							
136			2							
137			3							
138			1							
139			3							
140										
141			15							
142										
143										
144										
145										
計	283	785	600	377	76	60	36	18	11	2,246
男	215	685	531	351	72	58	35	18	11	1,976 (88.0%)
女	68	100	69	26	4	2	1			270 (12.0%)

海事職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17			1				
18							
19							
20							
21		1					
22							
23							
24		1					
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36				1			
37							
38							
39							
40							
41							
42					1		
43							
44			1		1		
45					1		
46					1		
47							
48							
49							
50				1	1		
51					1		
52				2			
53							
54				2			
55							
56							
57					1		
58							
59					2		
60							
61					1		
62				1			
63							
64					1		
65							
66					1		
67					1		
68							
69					1		
70							
71					1		
72				1			
73				2			
74							
75				2			
76							

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
77							
78							
79				1			
80							
81				1			
82							
83				1			
84				2			
85							
86					1		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93				1			
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101				1			
計		2	2	19	16		39
男		2	2	19	16		39 (100.0%)
女							0 (0.0%)

教育職給料表(-)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1						
2						
3						
4						
5			5			
6			2			
7			1			
8			6			
9			2			
10			2			
11			17			
12			5			
13			1			
14			18			
15			1			
16			1			
17		1	27			
18						
19			4			
20			2		1	
21		1	24		1	
22			2		2	
23			9		3	
24			6		1	
25			27		10	
26		1	1		6	
27		1	7		16	
28		2	1		7	
29			19		5	
30			5		2	
31			10		3	
32			3		2	
33			25		1	
34		2	3		3	
35			14		1	
36		1	5		1	
37			29			
38			2			
39		2	7			
40		1	8			
41		3	34			
42		1	6			
43			15			
44			8			
45		1	35			
46			5			
47		1	13			
48			9			
49		4	26			
50			4			
51			15			
52			9			
53		4	32			
54		1	12	1		
55		1	19			
56			14			
57		2	28	2		
58		1	7	4		
59			12	4		
60		1	16	3		
61		2	26	5		
62		3	19	7		
63		1	22	7		
64			19	10		
65		1	24	4		
66		1	8	10		
67		2	16	5		
68		1	15	2		
69		2	24	4		
70		3	14	11		
71		1	28	5		
72		1	19	2		
73			29	5		
74		1	16	5		
75		2	20			
76		1	18			

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
77		3	29	1		
78		2	21			
79			19			
80		4	14			
81		2	26			
82		1	14			
83		2	17			
84		1	10			
85		2	28			
86			27			
87		1	29			
88		4	36			
89		2	31			
90			23			
91			18			
92			33			
93		2	20			
94		2	24			
95			25			
96		1	22			
97			18			
98			27			
99			30			
100		1	24			
101			27			
102		1	21			
103			17			
104		1	34			
105		1	25			
106		1	24			
107			23			
108		1	29			
109		2	28			
110			26			
111			25			
112			26			
113			21			
114		1	23			
115		3	25			
116			17			
117			25			
118			20			
119			27			
120			26			
121		1	22			
122			18			
123			27			
124			23			
125			37			
126			27			
127			47			
128			26			
129			56			
130			48			
131			34			
132			37			
133			45			
134			24			
135			14			
136			16			
137		1	18			
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145		1				
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152		1				
153						
計		99	2,510	97	65	2,771
男		47	1,355	84	54	1,540 (55.6%)
女		52	1,155	13	11	1,231 (44.4%)

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 号 給	1	2	3	4	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		74			
18		1		1	
19		3		1	
20		62		5	
21		9		31	
22		1		74	
23		48		53	
24		9		29	
25		4		50	
26		65		32	
27		9		24	
28		6		34	
29		71		18	
30		1		11	
31		13		10	
32		9		9	
33		59		8	
34		3		1	
35		16		2	
36		12		1	
37		60		1	
38		8			
39		6			
40		7			
41		56			
42		2			
43		13			
44		11			
45		71			
46		12			
47		20			
48		14			
49		75			
50		5			
51		16			
52		13			
53		56			
54		9			
55		12			
56		18			
57		48			
58		9			
59		14			
60		16			
61		52	1		
62		6			
63		18	1		
64		23	1		
65		48	3		
66		16	2		
67		23	3		
68		21	2		
69		43	6		
70		9	2		
71		25	3		
72		24	12		
73		36	10		
74		7	11		
75		35	15		
76		11	13		

号 給	職務の級				計
	1	2	3	4	
77		50	8		
78		16	31		
79		33	19		
80		22	16		
81		44	14		
82		25	36		
83		29	25		
84		19	12		
85		27	12		
86		40	40		
87		29	12		
88		23	11		
89		32	11		
90		29	20		
91		34	12		
92		20	12		
93		39	43		
94		28			
95		36			
96		35			
97		26			
98		42			
99		30			
100		45			
101		36			
102		44			
103		31			
104		41			
105		36			
106		40			
107		30			
108		36			
109		50			
110		38			
111		39			
112		31			
113		40			
114		33			
115		34			
116		52			
117		39			
118		42			
119		38			
120		48			
121		53			
122		45			
123		30			
124		36			
125		38			
126		55			
127		51			
128		43			
129		44			
130		62			
131		57			
132		48			
133		54			
134		66			
135		85			
136		74			
137		101			
138		125			
139		112			
140		106			
141		182			
142		152			
143		122			
144		127			
145		130			
146		97			
147		89			
148		61			
149		131			
計		5,350	419	395	6,164
男		1,842	349	345	2,536 (41.1%)
女		3,508	70	50	3,628 (58.9%)

研究職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25				1			
26							
27							
28							
29							
30				1			
31							
32		1					
33				2			
34				3			
35		2					
36				1			
37				1			
38		2		1			
39		1	2				
40		1					
41		2					
42			1				
43			1				
44			2				
45		2		1			
46							
47			1	1	4		
48					1		
49		1	1				
50			1	1			
51			1		1		
52			1	1			
53		1					
54							
55			1	1			
56			2		1		
57			1				
58				1			
59			2				
60							
61		3	1				
62							
63			2				
64			1	2			
65							
66				2	1		
67				1			
68							
69					1		
70				1			
71			1	2			
72							
73				1	3		
74				1			
75				1			
76							

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
77		1					
78							
79							
80							
81				1			
82							
83							
84							
85							
86				1			
87							
88							
89				13			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97			1				
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121			1				
計		17	24	42	12		95
男		10	20	26	12		68 (71.6%)
女		7	4	16			27 (28.4%)

医療職給料表(一)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7					1	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33		1		1		
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58				1		
59						
60						
61		1				
62						
63						
64						
65				1		
66						
67						
68						
69						
70						
71				1		
72						
73						
74						
75						
76						

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						
89				3		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
計		2		8	1	11
男		2		5	1	8 (72.7%)
女				3		3 (27.3%)

医療職給料表(二)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1									
2									
3									
4									
5			4						
6									
7									
8									
9									
10									
11			1						
12									
13									
14			1						
15									
16									
17									
18									
19			5						
20									
21									
22			3						
23									
24									
25			10					3	
26			1						
27			2						
28			5						
29			1			1		1	
30			1						
31			4			1			
32			1						
33	1		4	1					
34			1	1					
35			3		1				
36									
37			6	1					
38				2	1				
39			3		1				
40						2			
41			2	5					
42					1	1			
43				2	1				
44				1		2	1		
45				2		1	2		
46			2		1	2			
47			1			1	2		
48						1			
49			1	1					
50						1	1		
51			1		2		2		
52						1			
53				1	1	1	1		
54						1			
55				2		1			
56						2			
57			1			1			
58					1				
59				1	1	2			
60					1	3			
61			2						
62									
63			1	1					
64				1		2			
65									
66						3			
67						3			
68				1					
69					1	3			
70									
71					1	1			
72									
73						3			
74									
75				1	2	1			
76					1	3			

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77						1			
78									
79						1			
80						1			
81						1			
82					1				
83						2			
84					1				
85					1	2			
86					1				
87						2			
88						1			
89					1	1			
90					1	1			
91					1	1			
92									
93						8			
94									
95					1				
96									
97									
98									
99					1				
100									
101					1				
102									
103					1				
104					1				
105					2				
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計		1	67	24	31	66	9	4	202
男			23	13	7	29	9	3	84 (41.6%)
女		1	44	11	24	37		1	118 (58.4%)

医療職給料表(三)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15			11						
16									
17									
18			3						
19									
20									
21									
22			4						
23			1						
24			2						
25									
26									
27			1						
28									
29									
30									
31			4						
32									
33			1	2					
34					1				
35			1						
36									
37			4	2					
38									
39									
40									
41			1	2	1				
42									
43			1		1				
44				1					
45			4	1					
46									
47			2			1			
48				1					
49			1	1					
50									
51			1		1	1			
52									
53									
54				1					
55									
56									
57			1			1			
58			1						
59									
60					1				
61			1						
62									
63				1					
64									
65			2						
66									
67						1			
68						1			
69									
70					1				
71						2			
72					1				
73				1					
74									
75									
76			1						

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77									
78						1			
79									
80									
81				1					
82					1				
83			1						
84									
85									
86									
87						1			
88									
89									
90									
91					1	1			
92									
93						5			
94					1				
95			1						
96									
97									
98					1				
99					2				
100									
101									
102									
103									
104									
105					1				
106									
107									
108					2				
109									
110									
111					1				
112									
113									
114									
115			1						
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計	
153			1							
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
計			52	14	17	15				98
男			5							5 (5.1%)
女			47	14	17	15			93 (94.9%)	

第5表 給料表別、級別、年齢別人員

行政職給料表

(単位 人)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
18歳未満											
18歳以上 20歳未満	37										37
20歳以上 25歳未満	386										386
25歳以上 30歳未満	274	356									630
30歳以上 35歳未満	31	330	125				3				489
35歳以上 40歳未満	3	62	269	5			1				340
40歳以上 45歳未満	2	30	178	192	2	1			1		406
45歳以上 50歳未満		18	84	459	149	8	1		1		720
50歳		1	7	71	93	10					182
51 "		1	9	54	54	20					138
52 "		2	8	24	43	28	1				106
53 "		1	3	37	42	39	7				129
54 "		3	9	24	62	44	21				163
55 "		3	4	23	51	51	29				161
56 "			2	11	26	37	14	10	1		101
57 "		3		12	32	28	17	13	1		106
58 "			3	15	17	27	15	14	7		98
59 "			2	20	13	23	28	12	11		109
60歳以上		8	12			1	1				22
計	733	818	715	947	584	317	138	49	22		4,323

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

年 齢 \ 職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳 未 満										
18 歳 以 上 20 歳 未 満	63									63
20 歳 以 上 25 歳 未 満	200	53								253
25 歳 以 上 30 歳 未 満	17	309	7							333
30 歳 以 上 35 歳 未 満	2	201	112	1			1			317
35 歳 以 上 40 歳 未 満		155	163	38						356
40 歳 以 上 45 歳 未 満		53	174	109	14	1				351
45 歳 以 上 50 歳 未 満		13	61	102	27	13				216
50 歳		1	11	8	6	3				29
51 〃			9	12	6	7	2			36
52 〃	1		17	14	1	5	3			41
53 〃			7	9	1	2	3			22
54 〃			7	10	5	4	6	3		35
55 〃			10	13	3	4	5	4	1	40
56 〃			5	6	1	7	2	5	1	27
57 〃			8	13	3	6	3	2	1	36
58 〃			6	23	5	5	6	3	2	50
59 〃			3	19	4	3	5	1	6	41
計	283	785	600	377	76	60	36	18	11	2,246

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	2					2
25歳以上 30歳未満						
30歳以上 35歳未満		1				1
35歳以上 40歳未満		1	1			2
40歳以上 45歳未満			6			6
45歳以上 50歳未満			10	4		14
50歳				1		1
51 "				1		1
52 "			1	2		3
53 "				1		1
54 "				1		1
55 "			1	1		2
56 "				1		1
57 "				1		1
58 "				2		2
59 "				1		1
計	2	2	19	16		39

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満	4	36			40
25歳以上 30歳未満	14	152			166
30歳以上 35歳未満	20	255			275
35歳以上 40歳未満	25	273			298
40歳以上 45歳未満	19	379			398
45歳以上 50歳未満	8	589	6		603
50歳	1	117			118
51 "	2	117	9	1	129
52 "	1	91	13		105
53 "	1	85	13		99
54 "	2	65	16	1	84
55 "		75	11	7	93
56 "		63	9	11	83
57 "		77	7	20	104
58 "		80	5	11	96
59 "	1	56	8	14	79
60歳以上	1				1
計	99	2,510	97	65	2,771

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満		202			202
25歳以上 30歳未満		406			406
30歳以上 35歳未満		466			466
35歳以上 40歳未満		440			440
40歳以上 45歳未満		576			576
45歳以上 50歳未満		973	58		1,031
50歳		248	37	1	286
51 "		233	50	1	284
52 "		264	60	10	334
53 "		243	58	12	313
54 "		261	58	32	351
55 "		214	41	54	309
56 "		215	26	53	294
57 "		224	8	67	299
58 "		213	13	82	308
59 "		172	10	83	265
計		5,350	419	395	6,164

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	1					1
25歳以上 30歳未満	12					12
30歳以上 35歳未満	3	3				6
35歳以上 40歳未満	1	11	1			13
40歳以上 45歳未満		9	8			17
45歳以上 50歳未満			8			8
50歳			4	1		5
51 "			1			1
52 "		1	7			8
53 "			3	2		5
54 "			4			4
55 "			1	1		2
56 "			1	3		4
57 "			3			3
58 "			1	4		5
59 "				1		1
計	17	24	42	12		95

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満					
25歳以上 30歳未満	1				1
30歳以上 35歳未満					
35歳以上 40歳未満	1		1	1	3
40歳以上 45歳未満					
45歳以上 50歳未満			1		1
50 歳					
51 "					
52 "					
53 "					
54 "					
55 "					
56 "					
57 "					
58 "					
59 "					
60歳以上			6		6
計	2		8	1	11

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		8						8
25歳以上 30歳未満		29						29
30歳以上 35歳未満	1	24	6					31
35歳以上 40歳未満		5	10	3				18
40歳以上 45歳未満		1	3	6	7			17
45歳以上 50歳未満			2	9	22			33
50 歳					5			5
51 "			1	2	4			7
52 "				3	8			11
53 "			2	1	3	1	1	8
54 "				2	2	1		5
55 "				3	2	1		6
56 "					2	4		6
57 "				1	6	1	1	9
58 "					3	1		4
59 "				1	2		2	5
計	1	67	24	31	66	9	4	202

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		17						17
25歳以上 30歳未満		16						16
30歳以上 35歳未満		8	3					11
35歳以上 40歳未満		5	8	3				16
40歳以上 45歳未満		3	3	2	2			10
45歳以上 50歳未満		2		4	3			9
50 歳				2	1			3
51 〃				2	2			4
52 〃				1				1
53 〃				1	1			2
54 〃				1				1
55 〃				1	2			3
56 〃					2			2
57 〃					1			1
58 〃					1			1
59 〃								
60歳以上		1						1
計		52	14	17	15			98

第6表 給料表別、級別、経験年数別人員

行政職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1年未満	119										119
1年	98										98
2 "	129										129
3 "	121										121
4 "	47	74									121
5 "	49	82									131
6 "	38	89									127
7 "	48	79									127
8 "	38	68					1				107
9 "	17	100					1				118
10 "	11	65	34				1				111
11 "	8	40	54	1							103
12 "	5	47	72								124
13 "	2	39	77								118
14 "		19	49								68
15 "	1	24	41	1			1				68
16 "	1	10	32	1							44
17 "		13	34	12							59
18 "	1	13	32	20							66
19 "		6	25	34		1					66
20 "		5	30	28							63
21 "		7	19	38	1				1		66
22 "		6	28	59	5		1				99
23 "		5	29	80	13						127
24 "		1	26	80	28	1			1		137
25 "		5	28	83	29	2					147
26 "		5	11	68	51	3					138
27 "			12	60	41	12					125
28 "		1	13	74	49	14					151
29 "		1	13	66	44	23	2				149
30 "		2	15	57	40	21	2				137
31 "		1	10	45	53	32	13				154
32 "		1	8	39	64	38	24	1			175
33 "		1	2	24	39	29	27	4			126
34 "		1		19	17	25	15	15	3		95
35 "				12	17	33	14	15	4		95
36 "			3	6	29	14	10	6	7		75
37 "		5	6	11	17	18	7	4	5		73
38 "			3	3	14	12	3	2			37
39 "		1	3	7	19	15	4				49
40 "			1	10	5	14	4	1	1		36
41年以上		2	5	9	9	10	8	1			44
計	733	818	715	947	584	317	138	49	22		4,323

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第6表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

職務の級 経年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1年未満	73									73
1年	65									65
2 "	22	31								53
3 "	40	24								64
4 "	38	36								74
5 "	28	35								63
6 "	8	57	2							67
7 "	5	68	2							75
8 "	3	73	7				1			84
9 "		70	21							91
10 "		64	17							81
11 "		56	24							80
12 "		57	24	1						82
13 "		52	32	1						85
14 "		33	36	8						77
15 "		28	33	8						69
16 "		20	55	10						85
17 "		22	42	15						79
18 "		18	47	22						87
19 "		10	40	21	1					72
20 "		10	34	24	6					74
21 "		6	29	25	7					67
22 "		5	25	25	2					57
23 "		4	8	22	5	2				41
24 "		1	12	17	4	2				36
25 "		2	9	16	6	4				37
26 "		2	7	15	7	3				34
27 "			7	6	6	3				22
28 "			6	8	2		1			17
29 "		1	5	7	2	6				21
30 "			9	11	1	3	4			28
31 "			11	7	2	4				24
32 "			4	10	4	1	1	1		21
33 "			10	10	3	5	3	2		33
34 "	1		15	13	2	7	7	1		46
35 "			7	13		6	5	2	1	34
36 "			5	8	4	3	8	3	1	32
37 "			3	10	3	1	2	3	4	26
38 "			3	4		5		3	1	16
39 "			7	11	3	2	1	1	1	26
40 "			1	19	4	1	2	1	3	31
41年以上			1	10	2	2	1	1		17
計	283	785	600	377	76	60	36	18	11	2,246

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1年未満						
1年						
2 "						
3 "	1					1
4 "						
5 "	1					1
6 "						
7 "						
8 "						
9 "						
10 "						
11 "						
12 "		1				1
13 "						
14 "						
15 "						
16 "						
17 "		1				1
18 "						
19 "						
20 "						
21 "			1			1
22 "			1			1
23 "			3			3
24 "						
25 "			3			3
26 "			4	1		5
27 "			2			2
28 "			1			1
29 "			2	1		3
30 "				1		1
31 "				3		3
32 "				1		1
33 "			1	1		2
34 "				1		1
35 "				2		2
36 "			1			1
37 "				1		1
38 "				1		1
39 "				3		3
40 "						
41年以上						
計	2	2	19	16		39

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満	19	8			27
1年	5	8			13
2 "	2	26			28
3 "	1	23			24
4 "	2	33			35
5 "	2	39			41
6 "	1	40			41
7 "	6	34			40
8 "	4	43			47
9 "	3	46			49
10 "	2	62			64
11 "	4	54			58
12 "	3	49			52
13 "		65			65
14 "	7	68			75
15 "	3	66			69
16 "	3	52			55
17 "	5	63			68
18 "	6	76			82
19 "	2	88			90
20 "		88			88
21 "	2	87			89
22 "	2	92			94
23 "	5	121			126
24 "	1	107			108
25 "	4	122	2		128
26 "	2	109	4		115
27 "	1	106	2		109
28 "	1	107	5		113
29 "		99	11	1	111
30 "		75	11	1	87
31 "	1	86	13		100
32 "		52	14	4	70
33 "		73	9	7	89
34 "		74	10	20	104
35 "		67	6	11	84
36 "		58	8	13	79
37 "		32	2	7	41
38 "		7		1	8
39 "		5			5
40 "					
41年以上					
計	99	2,510	97	65	2,771

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満		75			75
1年		75			75
2年		67			67
3年		81			81
4年		88			88
5年		83			83
6年		82			82
7年		80			80
8年		108			108
9年		102			102
10年		89			89
11年		90			90
12年		98			98
13年		94			94
14年		87			87
15年		97			97
16年		103			103
17年		98			98
18年		114			114
19年		121			121
20年		136			136
21年		151			151
22年		169			169
23年		167	1		168
24年		173	7		180
25年		191	11		202
26年		196	29		225
27年		224	33	1	258
28年		212	43	1	256
29年		228	62	8	298
30年		236	45	8	289
31年		241	63	19	323
32年		261	43	44	348
33年		215	39	59	313
34年		214	16	64	294
35年		219	12	67	298
36年		173	13	79	265
37年		102	2	44	148
38年		8			8
39年		1		1	2
40年		1			1
41年以上					
計		5,350	419	395	6,164

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1年未満						
1年	1					1
2年	2					2
3年	4					4
4年	2					2
5年	1					1
6年	2					2
7年	1					1
8年	1					1
9年	2					2
10年						
11年		2				2
12年		2				2
13年	1	2				3
14年		4				4
15年		3				3
16年		1	1			2
17年		4	1			5
18年		2				2
19年		2	2			4
20年			2			2
21年			2			2
22年		1	1			2
23年			1			1
24年			4			4
25年			1			1
26年			4			4
27年			6	1		7
28年				1		1
29年		1	4			5
30年			4	1		5
31年			2	1		3
32年			2			2
33年			1	3		4
34年				1		1
35年			3	1		4
36年			1	1		2
37年				1		1
38年						
39年						
40年				1		1
41年以上						
計	17	24	42	12		95

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満	1				1
1年					
2 "					
3 "					
4 "					
5 "					
6 "					
7 "					
8 "					
9 "					
10 "					
11 "	1				1
12 "					
13 "					
14 "				1	1
15 "					
16 "					
17 "			1		1
18 "					
19 "					
20 "					
21 "					
22 "			1		1
23 "			1		1
24 "					
25 "					
26 "					
27 "					
28 "					
29 "					
30 "					
31 "					
32 "					
33 "			2		2
34 "					
35 "					
36 "					
37 "					
38 "					
39 "					
40 "					
41年以上			3		3
計	2		8	1	11

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1年未満		4						4
1年								
2 "		4						4
3 "		3						3
4 "		9						9
5 "	1	7						8
6 "		6						6
7 "		9						9
8 "		5						5
9 "		3						3
10 "		8	2					10
11 "		2	1					3
12 "		1	8					9
13 "		1	2	1				4
14 "		2	3					5
15 "		2	2	1				5
16 "				3	1			4
17 "			2					2
18 "		1	1	4	1			7
19 "			2		1			3
20 "					2			2
21 "				3	3			6
22 "					5			5
23 "				1	6			7
24 "			1	1	2			4
25 "				2	9			11
26 "				2	2			4
27 "					2			2
28 "				3	5			8
29 "				1	6			7
30 "				1	3	1		5
31 "				2	4	3	1	10
32 "				1	3	1		5
33 "					2	3		5
34 "				2	2	1		5
35 "				1	2		1	4
36 "				1	2		1	4
37 "				1	2		1	4
38 "								
39 "					1			1
40 "								
41年以上								
計	1	67	24	31	66	9	4	202

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1年未満		11						11
1年		3						3
2 "		4						4
3 "		3						3
4 "		1						1
5 "		5						5
6 "		4						4
7 "		2						2
8 "		2						2
9 "		3						3
10 "		1	1					2
11 "		1	1					2
12 "		3	2					5
13 "			3					3
14 "		2	2	1				5
15 "		1	1	2				4
16 "		1						1
17 "								
18 "		1						1
19 "			1					1
20 "				1	1			2
21 "		1	1					2
22 "			1	1	1			3
23 "			1		1			2
24 "		1		1				2
25 "				1				1
26 "				1	1			2
27 "		1						1
28 "				1				1
29 "				2	3			5
30 "				1	1			2
31 "				3	1			4
32 "								
33 "				1				1
34 "				1				1
35 "					4			4
36 "					1			1
37 "								
38 "		1			1			2
39 "								
40 "								
41年以上								
計		52	14	17	15			98

第7表 給料表別、級別、学歴別人員

給料表	学歴 職務の級	学歴				平均 修学 年数 (年)
		大学卒 (人)	短大卒 (人)	高校卒 (人)	中学卒 (人)	
行政職	1	422	5	306		14.3
	2	600	7	211		15.0
	3	485	10	220		14.7
	4	613	18	316		14.6
	5	394	6	184		14.7
	6	214	4	99		14.7
	7	117	2	19		15.4
	8	45		4		15.7
	9	21		1		15.8
	10					
計	2,911	52	1,360		14.7	
警察職	1	82		201		13.2
	2	485	24	276		14.5
	3	410	29	161		14.8
	4	223	13	141		14.4
	5	49		27		14.6
	6	35	1	24		14.4
	7	21		15		14.3
	8	7		11		13.6
	9	5		6		13.8
	計	1,317	67	862		14.4
海事職	1		1	1		13.0
	2			2		12.0
	3		4	15		12.4
	4		2	14		12.3
	5					
	計		7	32		12.4
教育職(一)	1	57	25	17		14.8
	2	2,413	69	28		15.9
	3	95	2			16.0
	4	64	1			16.0
	計	2,629	97	45		15.9
教育職(二)	1					
	2	5,216	132	2		15.9
	3	418		1		16.0
	4	390	5			16.0
	計	6,024	137	3		16.0

給料表	学歴 職務の級	学歴				平均 修学 年数 (年)
		大学卒 (人)	短大卒 (人)	高校卒 (人)	中学卒 (人)	
研究職	1	17				16.0
	2	23	1			15.9
	3	42				16.0
	4	11		1		15.7
	5					
	計	93	1	1		15.9
医療職(一)	1	2				16.0
	2					
	3	8				16.0
	4	1				16.0
	計	11				16.0
医療職(二)	1		1			14.0
	2	54	13			15.6
	3	23	1			15.9
	4	16	15			15.0
	5	55	11			15.7
	6	9				16.0
	7	4				16.0
計	161	41			15.6	
医療職(三)	1					
	2	40	12			15.5
	3	10	4			15.4
	4	5	12			14.6
	5	6	9			14.8
	6					
	7					
計	61	37			15.2	

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第8表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者	6,500円 (配偶者)	10,000円 (子)	6,500円 (その他の 扶養親族)	扶養 親族計	加算額 5,000円	受給者 1人当たり 平均手当 月額
		〔行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。〕		〔行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。〕		〔満16歳年度 初めから満 22歳年度末 までの間に ある子〕	
行政職	1,636	750	2,147	200	3,097	789	19,247
警察職	1,198	768	1,783	26	2,577	330	20,543
海事職	25	18	38	0	56	13	22,480
教育職(一)	1,225	423	1,827	128	2,378	639	20,446
教育職(二)	2,385	690	3,267	289	4,246	1,547	19,609
研究職	36	12	55	4	71	21	21,083
医療職(一)	7	5	3	0	8	0	8,929
医療職(二)	70	21	88	6	115	37	17,721
医療職(三)	25	1	38	3	42	10	18,240
計	6,607	2,688	9,246	656	12,590	3,386	19,827

第9表 住居手当の支給状況

その1 職員の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

給料表	受 給 者				受給者1人 当たり平均 手当月額
	手当月額 11,000円未満	手当月額 11,000円以上 27,000円未満	手当月額 27,000円	計	
行政職	1 ^人	627 ^人	782 ^人	1,410 ^人	25,000 ^円
警察職	0	384	444	828	24,748
海事職	0	2	7	9	26,056
教育職(一)	1	287	526	814	25,588
教育職(二)	1	563	752	1,316	25,219
研究職	0	15	21	36	25,014
医療職(一)	0	0	2	2	27,000
医療職(二)	0	33	40	73	24,370
医療職(三)	0	13	12	25	24,416
計	3	1,924	2,586	4,513	25,113

その2 配偶者の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

給料表	区 分	受 給 者	受給者1人当たり 平均手当月額
行政職		7 ^人	13,143 ^円
警察職		13	13,085
海事職		0	0
教育職(一)		0	0
教育職(二)		2	12,850
研究職		0	0
医療職(一)		0	0
医療職(二)		0	0
医療職(三)		0	0
計		22	13,082

第10表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	受 給 者	受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
交 通 機 関 利 用 者		1,437	15,015
交 通 用 具 使 用 者		10,892	8,160
	自 動 車	10,665	8,285
	そ の 他	227	2,311
併 用 利 用 者		269	43,313
	計	12,598	9,693

第11表 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	249		2	124	108	15					
警察職	77		20	45	12						
海事職	4			4							
教育職(一)	249	24	225								
教育職(二)	328		328								
研究職	0										
医療職(二)	9				5	4					
医療職(三)	6			5		1					
給料表計	922										
60歳	257										
61歳	235										
62歳	189										
63歳	151										
64歳	90										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	27		27								
医療職(三)	1		1								
給料表計	28										
60歳	0										
61歳	0										
62歳	1										
63歳	0										
64歳	27										

2 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 407事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から155事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係職種116人（行政職に相当する調査実人員114人）、初任給関係以外の調査職種3,651人（行政職に相当する調査実人員3,268人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、16,023人であり、行政職に相当するものは、11,004人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

(6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第1表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		135	36	56	43
農 業 , 林 業 , 漁 業		2	0	1	1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		22	4	5	13
製 造 業		45	13	22	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		22	6	9	7
卸 売 業 , 小 売 業		8	1	6	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		3	1	2	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		33	11	11	11

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が20所あった。
 2 調査対象事業所155所に占める調査完了事業所135所の割合(調査完了率)は87.1%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	200,951	208,710	197,673	195,750 *
	短 大 卒	181,335	x	194,388 *	179,500 *
	高 校 卒	165,486	x	163,122	170,163
新 卒 技 術 者	大 学 卒	215,058	x	211,330	214,950 *
	短 大 卒	178,191 *	-	182,287 *	x
	高 校 卒	170,418	167,885	171,708	171,025 *
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	206,106	213,190	202,465	205,350 *
	短 大 卒	179,884	x	183,149 *	176,333 *
	高 校 卒	168,006	166,833	166,556	170,594

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 3 「*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第3表 職種別給与額等

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	57.0	624,789	72	624,717
	工 場 長	8	53.7	701,388	18,786	682,602
	事 務 部 長	95	53.9	599,574	2,786	596,788
	技 術 部 長	69	53.8	661,532	6,937	654,595
	事 務 部 次 長	69	52.8	538,619	633	537,986
	技 術 部 次 長	28	54.1	572,740	11,183	561,557
	事 務 課 長	210	51.0	486,602	4,712	481,890
	技 術 課 長	159	50.8	590,702	14,198	576,504
	事 務 課 長 代 理	122	47.9	464,710	42,808	421,902
	技 術 課 長 代 理	37	47.9	452,506	30,081	422,425
	事 務 係 長	239	46.9	391,802	50,939	340,863
	技 術 係 長	177	45.8	550,786	107,805	442,981
	事 務 主 任	286	42.5	318,244	21,903	296,341
	技 術 主 任	192	42.2	421,577	70,786	350,791
	事 務 係 員	965	37.8	261,825	22,460	239,365
	技 術 係 員	604	32.9	313,617	51,155	262,462
関 係 ・ 職 種 務	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	18	58.4	238,242	34,735	203,507
	守 衛	X	X	X	X	X
	用 務 員	X	X	X	X	X
研 究 関 係 職 種	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	—
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員間)」とは給与上の等級(格付)から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、②課長と係長の間、③係

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9級、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7級、8級 企業規模50人以上100人未満 行政職 6級、7級
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長―課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職 7級、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5級、6級 企業規模50人以上100人未満 行政職 5級
前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長―係長間)	
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3級、4級 企業規模50人以上500人未満 行政職 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長―係員間)	企業規模500人以上 行政職 2級 (一部は3級、4級) 企業規模50人以上500人未満 行政職 2級 (一部は3級)
	行政職 1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
構成員3人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

は、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又長と係員の間に位置付けられる者をいう。

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
教 育 関 係 職 種	学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	7	60.6	564,820	0	564,820
	大 学 教 授	56	44.6	441,516	0	441,516
	大 学 准 教 授	42	50.5	485,979	0	485,979
	大 学 講 師	27	42.5	432,716	0	432,716
	大 学 助 教	21	34.8	368,091	0	368,091
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	—	—	—	—	—
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	11	52.8	1,625,791	9,091	1,616,700
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	2	64.0	654,900	0	654,900
	薬 剤 師	7	44.9	431,121	4,721	426,400
	診 療 放 射 線 技 師	2	46.0	306,618	0	306,618
	臨 床 検 査 技 師	7	44.4	261,332	5,508	255,824
	栄 養 士	15	32.6	213,690	4,642	209,048
	理 学 療 法 士	2	32.0	291,620	0	291,620
	作 業 療 法 士	27	35.7	266,032	2,240	263,792
	総 看 護 師 長	2	55.5	427,379	0	427,379
	看 護 師 長	26	45.3	353,506	12,134	341,372
看 護 師	66	39.9	307,450	16,436	291,014	
准 看 護 師	43	41.1	264,977	16,993	247,984	

備 考	対 応 級
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種 (再 雇 用 者)	支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 部 長	10	64.0	382,638	967	381,671
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	3	61.2	384,872	0	384,872
	事 務 ・ 技 術 課 長	6	62.1	313,242	0	313,242
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	4	63.4	393,813	1,050	392,763
	事 務 ・ 技 術 係 長	2	63.5	216,320	0	216,320
	事 務 ・ 技 術 主 任	5	62.6	276,043	6,510	269,533
	事 務 ・ 技 術 係 員	103	62.6	240,102	7,065	233,037

備 考	対 応 級
事務・技術関係職種の備考欄参照	

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	規模計	46.8	
大学卒	500人以上	88.4	(70.7)	(29.3)	(-)	11.6
	100人以上 500人未満	35.9	(72.0)	(28.0)	(-)	64.1
	50人以上 100人未満	11.6	(100.0)	(-)	(-)	88.4
高校卒	規模計	42.0	(51.7)	(48.3)	(-)	58.0
	500人以上	68.2	(60.3)	(39.7)	(-)	31.8
	100人以上 500人未満	36.0	(59.6)	(40.4)	(-)	64.0
	50人以上 100人未満	18.6	(37.5)	(62.5)	(-)	81.4

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		75.5%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		65.1%
家 族 手 当 制 度 が な い		24.5%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	10,269 円
	配 偶 者 と 子 1 人	15,761 円
	配 偶 者 と 子 2 人	21,358 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は86.2%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第6表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位 %)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	
22.1	(6.1)	(93.9)	77.9

- (注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位 %)

検 討 し て い る	検 討 し て い な い
11.9	88.1

- (注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

その3 在宅勤務関連手当の支給目的別の支給状況

(単位 %)

支給目的	日 額										
	～100円	～200円	～300円	～400円	～500円	～600円	～700円	～800円	～900円	～1,000円	1,001円～
光熱費及び通信費 の負担増への配慮	—	50.0 *	—	—	50.0 *	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 在宅勤務手当を支給している事業所を100とした割合である。
 2 「*」は集計事業所が3事業所以下であることを示している。
 3 月額で支給している事業所数はなかった。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

企業規模	係員		課長級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	59.4	40.6	55.4	44.6	53.0	47.0
500人以上	55.5	44.5	44.8	55.2	44.6	55.4
100人以上 500人未満	63.0	37.0	61.0	39.0	58.0	42.0
50人以上 100人未満	56.6	43.4	55.8	44.2	53.2	46.8

第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.3	65.0	34.3	0.7

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区分	給与減額あり	給与減額なし	
		60歳で減額	
課長級	35.4	16.1	64.6
非管理職	38.2	18.9	61.8

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第10表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課長級	非管理職
62.0	70.6

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係

第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較

給与項目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月
俸給	322,487 円	323,711 円	334,218 円	334,711 円
地域手当等	43,800	43,644	43,290	43,123
俸給の特別調整額	12,688	12,655	11,994	11,956
扶養手当	8,602	8,852	9,027	9,264
住居手当	7,447	7,129	6,769	6,510
その他	8,991	9,058	7,449	7,500
合計 (平均給与月額)	404,015	405,049	412,747	413,064

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等

区分 俸給表	適用人員 人	性別人員構成比		平均年齢 歳	平均 経験年数 年
		男性 %	女性 %		
行政職俸給表(一)	139,522	76.2	23.8	42.4	20.3
公安職俸給表(一)	21,965	88.3	11.7	41.6	20.3
海事職俸給表(一)	202	98.5	1.5	42.4	21.2
研究職俸給表	1,381	79.1	20.9	46.6	22.9
医療職俸給表(一)	583	76.3	23.7	53.5	26.6
医療職俸給表(二)	485	53.2	46.8	46.5	20.9
医療職俸給表(三)	1,825	20.3	79.7	47.8	22.4
特定任期付 職員俸給表	465	81.7	18.3	43.3	—
第一号任期付 研究員俸給表	80	62.5	37.5	42.9	—
第二号任期付 研究員俸給表	95	64.2	35.8	35.9	—

- (注) 1 令和5年国家公務員給与等実態調査により、本県で使用している
 給料表に対応するものを掲げた。
 2 再任用職員(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員)
 等は含まれていない。

第3表 東北各県職員給与等実態調査結果

項目	給料表		行政職	公安職	海事職	教育職 (高等学校)	教育職 (中・小学校)
	県						
職員数 (人)	青森県	4,323	2,246	39	2,771	6,164	
	岩手県	4,658	2,071	-	3,112	6,282	
	宮城県	5,829	3,802	-	4,229	6,469	
	秋田県	3,673	1,902	15	2,376	4,403	
	山形県	3,827	1,888	24	2,203	5,188	
	福島県	5,752	3,356	-	4,349	8,500	
平均給料月額 (円)	青森県	311,215	307,445	375,159	365,632	368,056	
	岩手県	318,484	322,818	-	373,881	365,940	
	宮城県	321,631	328,391	-	373,761	348,875	
	秋田県	325,471	322,385	333,959	387,783	367,366	
	山形県	330,566	327,363	387,000	381,400	354,879	
	福島県	328,026	329,705	-	388,375	372,133	
平均年齢 (歳)	青森県	41.0	37.2	46.9	44.8	46.3	
	岩手県	40.7	37.6	-	45.1	45.1	
	宮城県	41.0	37.4	-	45.0	41.5	
	秋田県	42.0	38.1	40.9	47.5	46.5	
	山形県	42.4	38.0	48.0	45.9	43.3	
	福島県	41.8	37.6	-	46.3	45.5	
平均経験年数 (年)	青森県	19.5	16.1	27.6	21.9	23.7	
	岩手県	19.8	17.0	-	22.4	22.6	
	宮城県	20.2	16.5	-	22.5	19.1	
	秋田県	20.8	17.1	20.6	24.4	23.6	
	山形県	21.1	17.1	28.0	23.1	20.5	
	福島県	19.8	16.2	-	23.4	22.6	
平均修学年数 (年)	青森県	14.7	14.4	12.4	15.9	16.0	
	岩手県	14.3	14.0	-	15.8	15.9	
	宮城県	14.4	14.4	-	15.9	15.9	
	秋田県	14.2	14.1	13.6	16.1	16.0	
	山形県	14.6	14.1	12.7	15.8	16.0	
	福島県	14.8	14.1	-	15.9	15.8	

行政別 職員 給与 構成 表比 (%)	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	県						
(参考) 国家公務員	青森県	17.0	18.9	16.5	21.9	13.5	
	岩手県	20.3	15.8	10.9	19.6	20.2	
	宮城県	14.2	16.6	15.6	21.0	20.6	
	秋田県	15.2	13.5	14.5	14.1	32.1	
	山形県	18.2	10.1	14.9	21.0	22.5	
	福島県	13.3	11.0	19.7	28.7	11.3	
(参考) 国家公務員		13.5	12.6	19.9	22.6	14.6	

(注) 1 教育職給料表(高等学校)には、特別支援学校の職員を含む。
 2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	計
95	11	202	98	15,949
184	25	117	98	16,547
281	20	233	105	20,968
180	18	81	66	12,714
262	15	258	122	13,787
295	20	259	171	22,702
338,144	493,627	314,221	295,011	342,488
357,093	469,152	335,326	315,295	348,218
346,341	437,015	333,922	318,311	342,337
365,359	408,433	345,714	318,283	351,947
350,198	538,367	331,750	345,691	348,252
333,579	502,915	329,519	322,464	356,551
43.9	54.2	41.9	37.1	43.2
43.9	44.6	43.0	39.3	42.8
43.8	40.7	41.9	39.1	41.3
45.5	39.3	46.2	40.4	44.1
42.6	55.7	42.1	43.7	42.7
40.8	47.1	42.9	40.2	43.4
20.9	25.7	18.8	15.1	21.1
21.1	19.6	20.0	16.7	21.0
21.2	17.1	19.3	16.4	19.6
21.1	12.6	21.8	17.6	21.9
19.7	29.6	19.4	21.4	20.6
17.4	22.5	20.4	18.0	21.0
15.9	16.0	15.6	15.2	15.4
16.0	17.9	15.8	15.6	15.2
15.7	16.0	15.7	15.9	15.2
17.0	18.2	16.2	16.0	15.2
15.9	16.0	14.9	15.0	15.3
15.9	18.0	14.9	15.1	15.3

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
7.3	3.2	1.1	0.5	-	100.0
5.7	5.3	1.5	0.5	0.1	100.0
6.2	3.8	1.4	0.5	-	100.0
7.7	1.1	1.3	0.5	-	100.0
8.2	3.1	1.5	0.5	-	100.0
12.0	2.5	0.8	0.6	0.0	100.0
11.3	2.8	1.5	0.9	0.2	100.0

4 生 計 費 関 係

青森市における費目別世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	33,590	33,870	53,340	72,810	92,270
住居関係費	42,520	45,230	41,100	36,970	32,840
被服・履物費	5,530	3,770	6,090	8,410	10,740
雑費Ⅰ	29,870	31,080	59,500	87,930	116,350
雑費Ⅱ	9,520	11,120	15,460	19,810	24,160
計	121,030	125,070	175,490	225,930	276,360

標準生計費算定方法

青森市における標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、消費支出について次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。なお、税金や社会保険料等の非消費支出、預貯金、住宅購入等に係る借入返済金等は含まれていない。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（青森市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については1人世帯の各費目別標準生計費（令和5年4月、全国）を基礎に算定した。

5 労働経済指標

項目			年 月	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
① 賃金・労働時間	きま つて 支 給 す る 計 給 与 (調 査 産 業 計)	青 森 県	金 額 (円)	237,591	234,937	239,239	234,948	238,755	237,251
			前年同月比 (%)	0.7	0.6	0.7	△ 1.4	0.5	△ 0.7
		うち所定内給与	金 額 (円)	219,108	217,245	222,186	217,146	220,410	219,147
			前年同月比 (%)	1.1	0.6	1.0	△ 1.2	1.0	△ 0.6
		全 国	金 額 (円)	307,905	301,194	304,007	303,699	301,851	304,032
			前年同月比 (%)	2.5	2.2	2.3	2.0	2.3	2.6
	総実 労働時間数 (調 査 産 業 計)	青 森 県	時 間 数 (時間)	150.3	142.6	152.4	149.7	143.9	149.1
			うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	10.5	10.3	10.1	10.2	10.0
		全 国	時 間 数 (時間)	149.0	137.6	149.6	147.0	139.1	144.0
			うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	12.9	11.7	12.1	12.1	11.3
② 計 費 出 世 帯	消 費 支 出 世 帯	青 森 市	金 額 (円)	221,681	244,182	209,387	243,024	239,870	224,408
			前年同月比 (%)	△ 5.4	△ 12.5	△ 8.8	13.5	△ 1.8	1.4
		全 国	金 額 (円)	304,510	287,687	276,885	285,313	289,974	280,999
			前年同月比 (%)	1.2	2.4	6.4	6.6	8.8	5.9
	勤 労 者 世 帯	青 森 市	金 額 (円)	228,127	265,604	229,184	271,617	254,563	257,852
			前年同月比 (%)	△ 8.8	△ 15.1	△ 12.2	13.8	△ 7.4	2.0
		全 国	金 額 (円)	344,126	314,979	300,489	317,575	322,438	313,989
			前年同月比 (%)	1.6	△ 0.9	6.9	4.9	9.6	6.2
③ 物 価	消費者物価指数	青 森 市	前年同月比 (%)	5.5	3.1	3.5	3.5	3.9	4.0
		全 国	前年同月比 (%)	2.5	2.5	2.4	2.6	3.0	3.0
	国内企業物価指数	全 国	前年同月比 (%)	9.9	9.4	9.6	9.5	9.8	10.4
④ 雇 用	常用雇用指数 (調査産業計)	青 森 県	前年同月比 (%)	△ 0.9	△ 1.6	△ 1.8	△ 1.9	△ 1.4	△ 1.4
		全 国	前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.4
	有効求人倍率 (季節調整値)	青 森 県	倍 率 (倍)	1.15	1.15	1.16	1.17	1.18	1.19
		全 国	倍 率 (倍)	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32

(注) 1 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」
 2 「きまって支給する給与」、「総実労働時間数」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人

10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	資料出所
243,599	241,842	245,948	241,262	241,155	241,006	243,278	238,461	245,410	厚生労働省 青森県
1.5	0.2	0.8	2.0	2.8	1.5	2.4	1.5	2.6	
224,749	222,718	225,673	221,890	223,016	223,931	225,900	221,807	228,445	
1.6	0.2	1.0	2.2	3.1	2.0	3.1	2.1	2.7	
305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867	307,674	309,495	
2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	2.1	1.8	
279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120	283,500	285,211	
1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	2.2	1.8	
149.6	149.5	148.9	143.1	143.5	149.0	150.6	145.7	154.1	
10.8	10.8	11.5	10.1	10.8	9.9	10.3	9.7	10.0	
144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9	149.7	
12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7	11.9	
290,179	266,439	291,169	272,798	291,208	291,524	300,345	303,472	215,905	総務省
14.9	13.1	△ 1.7	10.0	22.8	3.9	35.5	24.3	3.1	
298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076	286,443	275,545	
5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	
326,618	302,087	322,749	309,662	354,568	350,599	356,392	395,415	230,269	総務省
15.0	13.9	6.4	23.3	43.4	14.5	56.2	48.9	0.5	
328,684	308,122	353,794	331,130	298,749	340,016	334,229	311,830	298,405	総務省
5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7	
3.8	3.8	4.3	4.0	3.0	3.1	3.1	3.3	3.1	総務省
3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2	3.3	
9.7	10.0	10.6	9.5	8.3	7.4	5.8	5.1	4.1	日本銀行
△ 1.1	△ 1.7	△ 1.6	△ 0.7	△ 1.8	△ 0.2	△ 1.5	△ 2.0	△ 2.2	厚生労働省 青森県
△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	0.6	
1.19	1.20	1.22	1.22	1.18	1.19	1.21	1.21	1.18	厚生労働省
1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	

の前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎としている。
以上の数値である。

6 勤務時間等関係

第1表 時間外勤務の状況

その1 月平均時間外勤務時間数

(単位 時間)

部局等 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事	10.6	10.8	10.9	12.7	14.4
警察	20.2	20.1	19.3	19.7	19.1
教育委員会	13.4	13.7	14.1	11.9	11.6
その他	12.8	8.4	4.7	5.8	8.7
計	14.8	14.8	14.5	15.4	16.2

- (注) 1 時間数は、時間外勤務手当の支給対象となる職員1人当たりの平均である。
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

その2 時間外勤務が月100時間以上の職員数

(単位 人)

部局等 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事	93	47	107	298	299
警察	2	0	0	3	7
教育委員会	3	6	3	1	0
その他	3	0	1	3	2
計	101	53	111	305	308

- (注) 1 人数は、延べ人数で集計したものである。
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

第2表 年次休暇の取得状況

(単位 日)

部局等 \ 年次	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
知事	12.8	13.0	13.3	14.1	14.2
警察	13.5	13.7	14.8	15.2	15.0
教育委員会	10.6	10.9	11.3	11.8	12.8
高等学校、 特別支援学校	12.9	13.1	12.8	13.2	13.3
中学校、小学校	11.8	11.5	10.7	11.7	12.3
その他	15.2	13.7	13.2	13.5	15.0
計	12.4	12.4	12.3	13.0	13.3

- (注) 日数は、職員1人当たりの年間平均取得日数である。

令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子



基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



01
公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組



02
職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策



03
多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大幅引上げ
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返し分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逐減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給（行政職俸給表(一)）総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規卒卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

(再掲)

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討